

社会福祉事業従事者福利厚生共同事業検討会 最終報告

平成5年5月20日
社会福祉事業従事者福利厚生共同事業検討会

はじめに

21世紀を目前に控え、我が国においては、出生率が低下する一方、急速な高齢化が進展し、国民の福祉サービスに対する需要は質量ともに著しく増大している。このような国民のニーズに応え、必要な福祉サービスを確保していくためには、それを担うべき社会福祉事業従事者の確保が急務であり、その確保策の一環として、賃金や労働時間の改善とともに福利厚生の充実が望まれている。しかしながら、民間の社会福祉事業においては、総じて事業規模が小さく、単独で十分な福利厚生事業を行うには限界があることから、新たな発想に基づいた対策が必要とされている。

このため、昨年6月26日、いわゆる福祉人材確保法が成立し、福利厚生共同事業を実施する福利厚生

センターが法律上規定されるとともに、本年4月14日には「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」が告示され、社会福祉事業経営者及び国、地方公共団体の行うべき事項として福利厚生センターの創設及び活用が明記されたところである。

本検討会においては、昨年4月の発足以来、民間の社会福祉事業従事者の福利厚生の充実を図るために各事業主が共同して行う福利厚生事業について検討を行い、昨年6月、当面の提言を中間報告としてとりまとめたところであるが、国における取り組みの進展を踏まえつつ、中間報告にさらに検討を加え、ここに最終報告を行うものである。

1 社会福祉事業従事者の現状と今後の見通し

高齢化の進展等に伴う福祉ニーズの増大等により、社会福祉に携わる者の数は年々増加しており、平成2年には約75万人、このうち、民間の社会福祉事業従事者は施設従事者、ホームヘルパー等を合わせ約37万人となっている。福祉ニーズは、今後さらに増大し、社会福祉事業従事者への需要も一層拡大していくものと考えられる。例えば、高齢者人口の伸びに比例して従事者が増加するとすれば、平成12年（西

暦2000年）には、約111万人程度となると見込まれるところである。

他方、出生率の低下に伴う若年労働力人口の減少が予想される中で、今後の労働力の供給は厳しい状況となっており、特に社会福祉事業という専門性を有する分野における人材の確保は容易ならざる問題である。昨年6月の社会福祉事業法の一部改正も、まさにこのような要望に応えるものであり、社会福

社事業従事者の処遇の改善，資質の向上，就業の促進等総合的な人材確保のための取組みは，今後一層推進されていくべきである。なかでも，福利厚生セ

ンタ - は，その一環として人材確保の有力な方法のひとつであると考えられる。

2 社会福祉事業従事者の福利厚生

(1) 福利厚生充実の必要性

社会福祉事業従事者を確保するためには，とりわけ処遇の改善が重要であるが，近年の勤労観をみると，勤務条件や給与のみならず，魅力ある職場作りが重要となっており，その中核となる福利厚生の充実が緊急の課題となっている。

(2) 福利厚生の現状と今後の方向

民間の社会福祉事業従事者の福利厚生の現状は，法人・施設により差異があるが，一般の官公庁や民間企業の従事者はもとより，公立施設等の従事者と比較しても，なお低レベルに止まっているところが多く，今後一層充実させていく必要がある。

しかしながら，民間社会福祉事業を経営する法人・施設等は，総じて事業規模が小さく，職員数も少

ないため，単独で十分な職員の福利厚生事業を行うにはおのずと限界があるところである。

このような現状の下で，今後，社会福祉事業従事者の福利厚生を大幅に充実していくためには，経営者が単独では十分に対応できない職員の福利厚生事業を全国規模で共同化し，「規模のメリット」を最大限に活かして実施・展開していくことが極めて有効である。このことにより，全国の社会福祉事業従事者が，福利厚生事業の恩恵を有利かつ等しく享受することが可能となり，また福祉の職場に一体感が生まれることも期待できるものと考えられる。福利厚生センターを中心として，魅力ある事業を展開し，社会福祉事業従事者の福利厚生を充実していくことが強く期待されるゆえんである。

3 福利厚生事業

(1) 事業内容についての基本的考え方

福利厚生センターの事業は，次のような基本的な考え方によるべきである。

- ア 多様かつ時代感覚に合った魅力ある事業メニューを用意することが望ましいこと。
- イ 年齢，性別，居住地域等にきめ細かく対応し，できるだけ多くの社会福祉事業従事者が利用できるよう工夫・配慮すること。
- ウ 社会福祉事業従事者のための福利厚生という特徴を出すため，次のような点に配慮すること。
 - 女性が多いこと。また，若年層も多く，年齢階層が幅広いこと。

健康や精神的リフレッシュ等への関心が高いこと。

対象者の全国的広がりに対応するため，情報を，的確，迅速に提供する方策が望まれること。

研修的要素も加味することが望ましいこと。

ゆとりある生活への志向，国際化の進展等にも留意する必要があること。

- エ 事業は，内容に応じ，全国一律に行うものと，地域の実情にも配慮した地域的な事業として実施するものとに分けて設計すること。

(2) 事業の実施にあたっての留意点

福利厚生センター事業の具体的実施にあたっては，次の点に留意する必要がある。

- ア 事業は，会員からのニーズが強く，実効性の高いものから実施し，逐次拡大していくことが適当であること。
- イ 事業の実施，展開に当たっては，民間のノウハウ，ネットワーク等を最大限に活用することにより，効率化を図るべきであること。
- ウ 事業の内容について，関係者に十分なPRを行うとともに，福祉人材センターとの連携，既存の各団体がすでに行っている事業との調整等に十分留意する必要があること。

エ 常に会員のニーズを調査・把握し、時代に合った魅力的な事業の調査・研究を進めることが必要であること。

(3) 当面実施すべき事業の内容

当面、福利厚生センター事業として実施することが適当と考えられるものは次のとおりである。

ア 健康管理事業

一般健診、乳ガン・子宮ガン等の健診、人間ドックのほか、腰痛症、妊婦炎等の健診を実施すべきである。また、健診受診者に対しては健診結果をもとに医師、保健婦により、健康指導、巡回相談等を行うことも重要である。

なお、事業の具体的実施に当たっては、会員のほとんどが政府管掌健康保険の被保険者であることに鑑み、政府管掌健康保険の健康管理事業と十分連携を図ること。

イ 健康増進事業

職場において手軽に健康増進が図られるよう、社会福祉従事者にふさわしい健康体操の開発・普及、体力測定と運動処方に基づいた健康増進の推進等に努めるべきである。このため、健康増進施設と提携したプログラムの開催、当該施設の利用割引等を検討すべきである。

ウ 保養事業

会員の好み、性別、年齢、家族構成等に応じて、多様なサービスを提供するため、リゾートホテル、保養所等の優先利用や割引利用、運賃割引が可能となるような事業を実施すべきである。

また、福利厚生センター独自で、会員の勤務形態に合わせたパッケージ旅行等を企画することも望ましい。

エ レクリエーション事業

余暇活動を充実するとともに、会員相互の交流を図るため、スポーツ大会、文化事業等を開催すべきである。また、スポーツ観戦、映画、音楽鑑賞等の優待割引を行うことも望ましい。

オ 生活利便向上事業

情報化社会に対応し、生活上の利便に寄与する確、迅速な情報を会員に対し提供していくことが望まれる。また、規模のメリットを生かして、百貨店等の優待割引を導入するほか、居住地の制約を受けない通信販売を実施することも望まれる。また、会員の年齢構成からみても、結婚式場の幹

旋等についても検討してしかるべきである。

カ 団体保険事業

生命保険、損害保険については規模のメリットを生かした団体保険事業を検討すべきである。その際、生命保険と損害保険をパッケージにし、加入者に分かりやすく、効率的な保険商品を開発することが望まれる。

キ 慶弔事業

慶弔金は、結婚、出産、死亡に際し支給することが適当である。また、永年勤続者に対して、リフレッシュ旅行の費用を助成することも望まれよう。

なお、具体的実施に当たっては、都道府県共済会、互助会等が現在行っている事業を十分尊重していく必要がある。

ク 貸付事業

貸付事業は、普通資金貸付、特別資金貸付、住宅資金貸付等が考えられるが、いずれも多大な資金を必要とするため、財源確保の方法等事業実施のための諸要件を整えて行うことが適当である。

また、住宅資金については、有利な条件で銀行の行う住宅ローンを斡旋する方法、経営者が行う宿舍の整備に対する公的融資を活用する方法等も併せ検討すべきである。

ケ 研修事業

国際化に対応した、海外研修を検討すべきである。国内研修についても、他の研修との調整を図りつつ、必要な研修を検討すべきである。

コ 介護機器等の共同購入

介護ニーズの増大が予想される中で、介護職員等の健康維持の面でも介護機器等の普及が必要となっているが、介護機器等は価格が販売個数によって大きく異なることから、共同購入による割引販売あるいは斡旋を検討すべきである。

サ 会報及び会員証

会員に迅速に情報を提供し、各種事業の利用を容易にするため、会報（福利厚生事業ニュース）を発行すべきである。

また、会員証は利便性を高めるためカード方式とし、希望者にはクレジット機能を付加できるようにすることも検討すべきである。

なお、乳幼児や要介護老人を家族に持つ会員の保育ニーズや介護ニーズに応える方策についても、専門的技術、ノウハウを身につけた会員が多いことを

勘案した相互扶助システム等、福祉人材センターとの連携も含め具体的な事業の実施に向けてさらに検討を進める必要がある。

(4) 契約者（加入者）

福利厚生センター事業の加入契約を締結する主体は社会福祉事業の経営者とし、個々の社会福祉事業従事者を包括して加入契約の対象者とするものとする。

(5) 対象者（会員）

福利厚生センター事業は、社会福祉事業法にいう社会福祉事業に従事する者を広くその対象として実施する。

また、同一の社会福祉法人等が雇用する者については、非常勤職員であれ、社会福祉事業以外の事業に従事する者であれ、一体的な人事管理を行う必要があることから、加入契約の対象として認めることが望ましい。ただし、これらの者については、費用負担との関係を考慮して、事業の種別によってある程度の制約があることはやむを得ないであろう。

(6) 財源・掛金

福利厚生センター事業の財源は原則として契約者の掛金で賄われるものであるから、事業は効率的に行い、できるだけ事務費が増大しないよう十分配慮することが必要である。一方、福利厚生事業の充実が社会福祉の人材確保に資するものであること、また、社会福祉事業の特性からして契約者の負担にはおのずから限界があること等から、事業実施組織の整備を始め、財政面を含めた公的な支援が必要不可欠である。福利厚生事業の充実が社会福祉事業の発展、ひいては国民の福利の向上に寄与するものであることにかんがみても、公的な援助は是非とも実現されるべきものである。

また、掛金の算定については、なるべく簡便な方

式とすることが望ましい。

(7) 事業実施の組織

事業実施の組織については、効率的な事業を行うに適したものとすることが必要であり、全国を統括した本部組織と、各都道府県等を単位とした支部組織を設けることが適当である。

本部組織については、福利厚生センターとしての指定を前提として社会福祉法人を新規に設立することとし、平成6年度からの本格的な事業開始に向けて十分な準備期間が設けられるよう、その早期設立に努める必要がある。

また、福利厚生センターの支部事業については、原則として都道府県共済会、互助会等に委託し、本部・各支部間の密接な連携、調整を図りつつ効果的、効率的な事業を実施する必要がある。その際、都道府県共済会、互助会等の事業を尊重した柔軟な対応が必要である。

(8) 利用手続きの簡便化等

会員の利便を図るとともに事務費負担を軽減するため、事業の利用方法はできるだけ簡素なものとし、手続事務等の煩雑さを防ぐことが重要である。また、民間活力を最大限に活用するとともに、コンピュータの導入等事務の合理化を図り、最小限の人員で行うよう努める必要がある。さらに、本事業は社会福祉施設職員等退職手当共済制度と類似の事務処理を行うこととなるので、同制度を十分参考としながら進めていくことが望ましい。

なお、事業を円滑に実施するためには、契約を締結した経営者の協力が不可欠であり、利用の申込みの手続等経営者の協力事務についても明らかにしておく必要がある。さらに、各種関係団体に対しても、事業展開に当たって幅広い協力が得られるよう積極的に要請していくべきである。

おわりに

以上、本検討会は、ここに最終的な報告を行うものであるが、事業の実施に当たっては、各種事業の効果的、効率的な事業化を図るため、民間社会福祉事業の従事者をはじめ事業経営者さらに福利厚生センターと提携してその事業を実際に提供する民間事業者等を対象とした市場調査など、事業化を念頭に

おいた所要の調査を早急を実施する必要がある。

なお、今後、生涯福利厚生の実施という観点から、本事業に引き続き退職者も含めた福利厚生共同事業の実施についてさらに検討し、あわせて民間社会福祉事業従事者を対象とした厚生年金基金の議立についても検討が進められていくことを期待する。